

「利用者負担について」(24～25ページ抜粋)

※ 下線・見消し部分が改正部分

### 3. 高額障害福祉サービス費について

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

#### 1 支給額

- (1) 世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額(3①～④の額)を超える場合に、高額障害福祉サービス費を支給する。(世帯での負担額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超えないように支給する。)
- (2) 一人当たりの支給額
- ・一人当たり支給額
  - ・・・(利用者負担世帯合算額(世帯全体の2①～⑤の合計額)－高額障害福祉サービス費算定基準額(3①～④の額))×支給決定障害者等按分率
- (端数が生じた場合は世帯での負担額が高額障害福祉サービス費算定基準額と同額になるよう、適宜割り振って端数を処理するものとする。)
- ・支給決定障害者等按分率＝支給決定障害者等利用者負担合算額(一人当たりの2①～⑤の負担額)／利用者負担世帯合算額
- (支給決定障害者等按分率を算定する際には、端数処理しない。)
- ※ 具体的な計算については、26ページ以降の計算を参照
- 3 高額障害福祉サービス費算定基準額②に該当する者については、計算方法の特例の場合あり特例①(27、28ページ参照)

#### 2 合算の対象とする費用

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①～⑤の負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費等(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)に係る定率負担額
- ② 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。  
→特例の場合あり特例②参照(29ページ参照)
- ③ 身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ④ 知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ⑤ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費(高額障害児施設給付費として償還された費用を除く) (18年10月以降)

(注1) 世帯の特例により、障害者とその配偶者のみの世帯となっている者については、障害者とその配偶者に係る負担額のみを合算する。その場合、同一世帯に他の障害者がさらに存在する場合は、当該障害者については、世帯の特例を使っている障害者とその配偶者を除いた世帯分で合算する。

### 3 高額障害福祉サービス費算定基準額

- ① 市町村民税課税世帯に属する者(一般)・・・37, 200円
- ② 市町村民税非課税世帯に属する者(低所得1(③の者を除く), 低所得2)・・・24, 600円
- ③ 低所得1のうち、世帯での1①～⑤の合算額が24, 600円に満たないが、個人での合算額が15, 000円を超える場合・・・15, 000円
- ④ 生活保護世帯・・・0円

※ それぞれ、生活保護への移行予防措置の適用を受けている者については、当該額とする。

※ 個別減免の適用を受けている者については、個別減免を受けた額を高額障害福祉サービス費算定基準額とする。

※ ②と③の違いについては、26ページ参照

### 4 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法との切り分け

- 障害者自立支援法に基づく支給決定を受けている(支給決定障害者等である)場合は、すべて障害者自立支援法により、給付。(当該者に係る身障法、知障法の負担額も含める)
- 障害者自立支援法に基づく支給決定を受けていない者については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、高額施設訓練等支援費として償還。(身障法、知障法共に支給決定を受けている場合については、身障法により償還)
- 高額施設訓練等支援費についても、算定方法は高額障害福祉サービス費と同様。

### 5 児童福祉法との切り分け

- 障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費と児童福祉法に基づく高額障害児施設給付費については、それぞれの法律から償還される。(いずれかの法律でまとめて償還することはない。)
- 算定方法の詳細については、資料2-5の3「高額障害児施設給付費について」を参照。